

ユニット型指定短期入所生活介護事業

福寿園ひばりが丘 契約書別紙

1 法定料金（介護保険対象分）

(1) 基本サービス利用料

区分	1日の単位数	1日の金額	1割負担	2割負担	3割負担
	要介護 1	682単位	7,386円	739円	1,478円
要介護 2	749単位	8,112円	812円	1,624円	2,436円
要介護 3	822単位	8,903円	891円	1,782円	2,670円
要介護 4	889単位	9,628円	963円	1,926円	2,889円
要介護 5	956単位	10,354円	1,036円	2,072円	3,105円

※ 西東京市は、1単位あたり10.83（3級地単位）となります。

(2) 加算料金等

項目名		内容の説明	1日の 単位	1日の 金額	1割 負担額	2割 負担額	3割 負担額	
イ	全員	機能訓練指導体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合	12	129円	13円	26円	39円
		看護体制加算(Ⅲ)イ	要介護度3以上／前3ヶ月平均70%以上（平成30年 4月改正）	12	129円	13円	26円	39円
		サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上である。	18	194円	20円	40円	60円
		夜勤職員配置加算	夜勤を行う(午後5時から翌日午前9時までの時間帯)介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている。	18	194円	20円	40円	60円
ロ	該当者のみ	送迎加算	利用者に対して自宅と施設の間の送迎を行う場合 (但し、体制及び車両の事情により利用できない場合が有ります。)	片道 184	1,993円	200円	400円	600円
		療養食加算	別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	8	87円	9円	18円	27円

※事業所の体制条件により上記加算項目以外のものによる金額の変動(増額・減額)があります。

(3) 介護職員処遇改善加算 I (全員)

【(1)の施設利用料の所定単位数 + (2)の加算項目の内イの項目の所定単位数 +  
ロの項目のうち該当するものの所定単位数】の合計の単位数の8.3%相当

2 所定料金 (介護保険対象外)

(1) 食費・居住費

食費 1日につき 1,950円  
内訳(朝食 :510円 昼食 : 830円 夕食 : 610円)

居住費 1日につき 2,500円

平成17年10月以降、短期入所サービスを利用する場合の「食費」や「居住費」は、利用者負担となり、食費や居住費の具体的な料金は、利用者と施設の契約により行います。

ただし、利用者が「負担限度額認定証」を提示された場合は、それぞれについて次のような減額措置があります。

利用者負担段階	対 象 者	負担限度額	
		食 費	居住者
第1段階	・市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	300円	820円
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円以下である人	390円	820円
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階に該当しない人 ・市町村民税課税特別減額措置が適用される人	650円	1,310円
第4段階	・利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない人(市町村民税本人非課税、本人課税等)	1,950円	2,500円

【2の所定料金の計算式】

食 費 = (利用者負担段階区分の負担限度額) × 日数
居住費 = (利用者負担段階区分の負担限度額) × 日数

(2) その他の費用

項 目	料 金	内 容 の 説 明
理美容代	実 費	カットのみ(2,050円)、その他は別料金
クラブ活動費	実 費	希望によるクラブ活動等の教材料費
日用品・出前等	実 費	
クリーニング代	実 費	
通常の実施地域を超える交通費	1kmにつき100円	事業所から、通常の実施地域を超えて1kmにつきの交通費

注) この料金表に取決めのないものについては、ご相談下さい。

※ 事業所の都合で、ご要望に答えられない場合もあります。



